

# 一麦保育園保護者会規約

( 名 称 )

第1条 この会は一麦保育園保護者会といい、事務所を一麦保育園内に置く。

( 目 的 )

第2条 この会は保育園児の保護者が園と連絡を密にし、幼児の健康、福祉増進を図ると共に、幼児教育の発展に協力することを目的とする。

( 事 業 )

第3条 この会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1 家庭と保育園との緊密な連絡によって、幼児の生活を豊かにする
- 2 幼児の保育環境の整備と充実に努める
- 3 市内各保育園及び社会福祉団体との連絡をとりながら幼児の健康、福祉増進と会員の教養を高め親睦を図る
- 4 その他、目的達成に必要なこと

( 会 員 )

第4条 この会の会員となることが出来る者は、次のとおりとする。

- 1 一麦保育園に入園している父母またはこれに変わるもの
- 2 この会の趣旨に賛同する者
- 3 一麦保育園の職員（会の運営をサポートする準会員とする）

( 役 員 )

第5条 この会の役員は次の通りとする。

- |     |   |
|-----|---|
| 会長  | 1名  |
| 副会長 | 1名  |
| 会計  | 2名  |
| 書記  | 2名  |
| 幹事  | 0・1歳児クラスを除く各クラスより、幼児クラスは計3名、<br>2歳児クラスは各2名を選出する |

顧問

上記、会長から書記までの役員を六役と称す

- 1 役員は、原則として子一人につき在園中に1回はするものとする。
- 2 立候補を第1優先とする。立候補がない場合は、選出当日の欠席者も含めて抽選とする。但し、以下の項目に該当する人は、抽選の人員から免除するものとする。

役員選出の付則事項

- ① 選出会の時点で妊娠されている方
  - ② 4月の段階で6ヶ月未満の乳児がいる方
  - ③ 学校で役員をされている方
  - ④ 保育所の入所理由に「保護者の疾病負傷等の為」とされている方
  - ⑤ 過去に役員をされた方
  - ⑥ 全ての会員が①～⑤に該当するクラスにおいては、①～④に該当する方ならびに前年度に役員をされた方
- 3 さくらんぼ・みかん・いちご・りんご組を除くクラスの役員選出者より六役を決定する。  
但し、以下の項目に該当する人は、抽選の人員から免除するものとする。  
六役選出の付則事項
- ① 六役は本人の立候補が無い限り、六役の再任を免除する。
  - ② 子一人につき2回目以降の役員選出時は六役を免除する。
- 4 幹事の他に顧問をおくことができる
  - 5 役員構成を後日文章を以て報告する

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は会を運営統括し、本会を代表する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の代理となる
- 3 幹事はクラスを代表し保護者会に関する事項を処理し園との関係を密にする
- 4 会計は会計事務を行う
- 5 書記は文書の作成や事務を行う
- 6 顧問は会長の諮問に応じ、この会の運営について助言する

第7条 本会の役員任期は1年とする。

但し、再任は妨げない。また、欠損を生じた場合は補充する

( 会 議 )

第8条 総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

- 1 定時総会は年1回開催する
- 2 臨時総会は必要に応じて、会長が招集する
- 3 総会は会員の3分の2以上の出席でもって成立する（委任状を含む）
- 4 総会の議案は出席会員の2分の1以上の賛成で承認される
- 5 自粛等で総会が開催できない場合は、書面で賛否確認を行い、  
回答数の3分の2以上の賛成で承認される

第9条 幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成し、会長が適宜招集する。

会長は議長となり決議は、出席者の多数決とする。

( 会 計 )

第10条 この会の経費は、会費および寄付金、その他の収入によるものとする。

第11条

- 1項： この会の会費は、原則として園児1人につき月500円とし、各年度の予算案に応じて幼児・乳児それぞれの徴収回数を決する。徴収回数は保護者会総会をもって決定される。
- 2項： 保護者会（緊急）基金を設置し、年度末の残高のうち保護者会を運営するのに必要な年間経費の50万円を上限として次年度に繰り越し、残りの金額については保育園への寄付とする。

第12条 この経費は幹事会にはかり使用する。

決算は幹事会を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

( 慶 弔 )

第13条 園児及び会員にご不幸があった場合は、会費より弔慰をする。

第14条 園児の長期病気欠席の場合は会費よりお見舞をする。

第15条 会は職員の結婚、出産、退職のあった場合、お歡び及び餞別をする。

第16条 第13, 14, 15条の金額については幹事会で決定する。

( 付 記 )

- 1 本会の規約の変更、その他の重要な事項は総会に於いて決議する。
- 2 この規約は昭和61年4月1日より施行する。
- 3 平成11年5月22日一部改正
- 4 平成16年6月5日に一部改正
- 5 平成18年6月10日に一部改正
- 6 平成20年6月7日に一部改正、追記(第11条)
- 7 平成22年5月8日に一部改正、追記(第5条)
- 8 平成27年5月9日に一部改正(第5条)
- 9 令和元年5月18日に一部改正(第5条)
- 10 令和2年3月19日に一部改正(第5条)
- 11 令和2年8月4日に一部改正(第5条)